

令和元年度「京都館プロジェクト2020」企画運営業務 募集要項

1 業務の名称

令和元年度「京都館プロジェクト2020」企画運営業務

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

4 契約金額の上限

9,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 参加資格

次の各号に掲げる事項をすべて満たしていること

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有する者であること。
 - ア 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。
 - ウ 引き続き1年以上営業を行っていること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (7) 共同事業による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(6)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

6 提出書類

- (1) 参加表明書(様式1) 1部
 - (2) 法人登記簿謄本 1部
 - (3) 直近の決算書 1部
 - (4) 会社案内パンフレット等 8部
 - (5) 企画提案書(様式2) 8部
仕様書の内容を十分理解したうえで、提案書評価要領(別紙2)を参考に作成すること。
 - (6) 見積書(様式任意) 8部
提案された事業一切に係る積算根拠を明示すること。
 - (7) 共同事業体の構成員名簿(様式自由) 8部 ※共同事業に限る
共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。
なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、(1)～(7)に加え、以下の書類を提出すること。
 - (8) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)
 - (9) 印鑑証明書
 - (10) 納税証明書(国税及び地方税)
 - (11) 調査同意書(水道料金・下水道料金)(様式3)
 - (12) 使用印鑑届(様式4)
 - (13) 誓約書(様式5)
- ※(8)、(9)、(10)については、申請日前3箇月以内に発行のもの。

7 提出先

事前に電話連絡のうえ、14に記載する担当部局・担当者まで、直接持参または郵送してください。

8 提案書提出期限

令和元年6月7日(金)午後5時まで

9 質問事項の受付

- (1) 受付期間 令和元年5月31日(金)午後5時まで

(2) 質問方法

質問票（任意様式。ただし、メール件名には「京都館プロジェクト2020」企画運營業務にかかる質問書」と明記すること。）を下記のアドレス宛に送付してください。

メールアドレス：sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp

(3) 回答

すべての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて掲載します。（令和元年6月5日（水）予定）

10 評価方法

提出していただいた書類は、「京都館プロジェクト2020」業務委託者選定のための提案書評価要領（別紙2）」に基づき、受託候補者選定委員会にて評価します。必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

なお、応募者が1者であっても選定を行うことし、評価点が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定します。

11 選定結果の通知

審査結果を踏まえて、受託候補者を決定します。選定結果については、全提案者に対して郵送で通知します（様式6，7）。また、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページに掲載します。

12 選定後の流れ

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約します。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。契約内容は、別紙仕様書及び提案書の内容を踏襲するものとしますが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議において、内容を決定します。

13 注意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合があります。なお、失格となった場合は、別途通知します。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- (2) その他
 - ア 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行ってください。
 - イ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。
 - ウ 物件確保などの状況により、委託業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合があります。

14 連絡先

京都市産業観光局産業企画室産業プロジェクト推進担当（担当：西村，世良）

所在地：604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号：075-222-3325 FAX：075-222-3331

E-mail：sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp